

Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券使用者規約

第1条（総則）

本規約は、Go To Eat キャンペーンおきなわ共同事業体（以下、「本事業体本事業体」という）が、農林水産省から業務委託を受けて発行する Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券(第2条第2項に定める)について規定するもので、使用者（以下に定義します。）が Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「加盟店」とは、本事業体の「Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取扱加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込方法にて本事業体に申し込み、本事業体が承認した個人、法人および団体をいいます。
- 2 「Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券」とは、対象地域の加盟店にて所定の期限まで使用できる本事業体が発行する電子商品券をいいます。
- 3 「使用者」とは、本規約を承諾のうえ、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を加盟店で使用する者をいいます。
- 4 「Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券」とは、使用者が加盟店より商品提供を受けた場合に、その売上相当額を Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券で支払うことをいいます。
- 5 「Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引清算」とは、加盟店と本事業体の本契約に基づき、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引に対する清算をいいます。
- 6 「加盟店端末」とは、加盟店が Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を行うために、必要な加盟店アプリをダウンロードのうえ利用登録した専用端末および加盟店自身のタブレット端末をいいます。
- 7 「公式サイト」とは、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の広報・案内の窓口となるウェブサイトのことをいいます。
- 8 「購入サイト」とは、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を購入するためのウェブサイトのことをいいます。

第3条（Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の使用者情報）

1 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券は、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ、購入サイトから使用者情報を登録した上で購入することができるものとします。

2 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券は、本事業体が運営する購入サイト上のみで購入することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他運営管理上やむを得ない事由により、購入サイトの利用又は Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券が発行できないことがあります。

3 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の購入は、通信可能なスマートフォン、パソコン等を保有していることを条件とします。

4 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を購入するに際しては、氏名、住所その他使用者情報として必要な情報を正確に登録するものとします。

5 前項に違反して、虚偽の使用者情報を登録し、若しくは登録しようとした使用者又は第 8 条に定める使用者一人あたりの Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の購入上限を超過しているにもかかわらず使用者情報を登録し、若しくは登録しようとした使用者について、本事業体は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の使用者情報登録を拒否し、又は購入済みの Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の無効化その他必要な措置を取ることができるものとします。また、本事業体は、登録情報に虚偽、誤り、又は記入漏れがあったことにより使用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

6 使用者は、使用者として登録した情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を行うものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより使用者に生じた損害について、本事業体は、一切の責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われるものとします。

第 4 条（ID 及びパスワード）

購入サイトの ID 及びパスワードは、他人に知られることがないように使用者が責任をもって管理するものとします。本事業体は、入力又は利用された ID 及びパスワードの組合せが使用者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、使用者による利用があったものとみなします。本事業体は、盗用、不正利用その他の事情により使用者のアカウントを当該会員以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 5 条（使用者の負担）

Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

第 6 条（Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の販売・購入）

使用者は、本規約の内容を確認し、承諾の上、第 3 条に定める使用者情報登録を行った上

で、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の購入申込みを行うものとします。

(1) Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の販売に関する留意事項

a. 天変地異、停電、機械・システムの障害、システムの保守点検、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の偽造等の悪用発生状況その他運営管理上やむを得ない事由により、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の販売を一時的に停止する場合があることを、使用者は了承するものとします。

(2) Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の購入

a. 使用者は、通信可能なスマートフォン、パソコン等（以下「通信端末」という。）を保有していること、及び日本国内で発行されたクレジットカードを保有していることが条件となります。

b. 使用者は、利用予定の加盟店において、利用する携帯電話が通信可能エリアであり、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用が可能であることを自己の責任において確認の上、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を購入するものとします。使用者は、第三者から登録済みの使用者情報の譲渡、貸与等を受けて、購入してはならないものとします。

c. 使用者は、加盟店が Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を不正に利用することを知りながら、購入してはならないものとします。

d. 購入代金の支払いは、本事業体所定の決済方法のみとなります。なお、支払いに使用する決済名義は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券登録者名義とします。

e. 本事業体は、購入手続きの完了にあたり購入サイト上の購入完了画面をもって使用者へ通知します。また、使用者のマイページに対し、固有の Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券URLを発行します。

(3) Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券引渡し

使用者のマイページに対し、固有の Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券URLを発行することをもって、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の引き渡しとします。

第7条（Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の管理等）

1 使用者は Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を自己の責任で管理しなければなりません。

2 使用者は Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、本事業体は一切の責任を負いません。

第8条（使用者の順守事項）

1 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の販売単位は以下の通りとし、使用者1人当たりの購入上限額は原則として2万円までとします。

販売単位：

- ① 6,250 円券（プレミアム助成分 25%＝1,250 円）
- ② 12,500 円券（プレミアム助成分 25%＝2,500 円）
- ③ 18,750 円券（プレミアム助成分 25%＝3,750 円）
- ④ 25,000 円券（プレミアム助成分 25%＝5,000 円）

2.使用者は、購入サイトに必要情報を登録のうえ、第 6 条に規定する決済方法により、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を購入するものとします。本規約に別途定める場合を除き、決済済みの Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の払戻しは行わないものとします。

3.本事業体は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の購入時、偽名を使うなどの不正購入が判明した場合、当該使用者に対して、身分証明書の提示等による本人確認を求めることができるほか、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を無効化する場合があるものとします。使用者は Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

2 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引はしないものとします。

第 9 条（Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引）

1 使用者は、加盟店にて、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を使用して商品購入等を行うことができます。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とします。

2 使用者は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引時に、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券利用金額を必ず確認するものとします。

3 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の額面に満たない Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引の場合、釣り銭は支払われません。

4 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引後の返金対応はできません。

第 10 条（加盟店との紛争）

加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は、自己の責任と費用において、加盟店との間で解決するものとし、本事業体はその責任を負いません。

第 11 条（Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の有効期限・使用可能期限）

1 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の有効期限は、所定の期限までとする。

2 前項の有効期限について、Go To Eat キャンペーンおきなわの公式 HP 等で確認することができます。

3 第1項の有効期限を経過した場合、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用は一切できなくなります。

4 第1項の有効期限内であっても、取得した Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の払い戻しは出来ません。

第12条（個人情報等の収集および利用）

本事業体は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供を、農林水産省から委託を受託し、これに伴い、個人情報の管理・取り扱いにおいても受託しているものです。Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用にあたり取得した個人情報の利用・管理等については、次のとおりです。

1 個人情報の収集・管理

収集した個人情報については、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供にかかる本事業体及び委託元である農林水産省が厳重に管理し、漏洩、不正使用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

2 個人情報の利用目的

下記使用者に関する情報は、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

（1）収集する情報

①氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。

②お問い合わせに関する事項。

③サービス提供に関する事項。

（2）収集した情報の利用目的

①Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供

②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

③電子メール等の通知手段による情報発信

④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

⑥上記、目的をサポートするための業務委託先による利用

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を超えた Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供を行う農林水産省の実施機関（本事業体ら業務委託先を含む。以下同様。）内における利用および当該実施機関以外の者への使用者の事前の同意のない提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の共同利用

本事業体は、以下のとおり、使用者の個人情報を共同利用します。

(1)共同して利用される個人情報の項目	①住所、氏名、電話番号、E メールアドレス、郵便番号、性別、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用日・利用場所・利用金額・ご要望等その他使用者より取得する個人情報 ②Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券のお問い合わせの内容と履歴に関する情報③Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券のサービス提供に付随して取得する情報
(2)共同して利用する者の範囲	株式会社 JTB 沖縄 株式会社沖縄ファミリーマート 沖縄県商工会連合会 那覇商工会議所 浦添商工会議所 沖縄商工会所 宮古島商工会議所
(3)共同して利用する者の利用目的	①Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供のため ②Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券のサービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析のため ③電子メール等の通知手段による Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券に関する情報発信のため④使用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応のため ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的⑥Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営およびサービス提供をサポートする業務委託先による利用のため
(4)個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称	株式会社 JTB 沖縄

第 13 条（業務委託）

本事業体は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第 14 条（使用停止または中止）

1 本事業体または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の全部または一部を使用することができません。

（1）天災地変、停電、システム障害、通信の障害、決済端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

（2）システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

（3）本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。

（4）その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づき Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害について、本事業体は一切の責任を負いません。

第 15 条（使用者の一時停止および中止）

本事業体または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者の Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取引は出来ず、保有する Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

2 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。

3 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。

4 Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券取得申込に虚偽が発覚した場合。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当

しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を心配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本事業体は、使用者が、第1項の規定にもとづく表明に関して虚偽の申告をし、前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何れの手続きを要することなく、使用者の保有する Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券残高について、利用資格を取り消すことができ、この場合、使用者は、本事業体に生じた損害を賠償するものとします。なお、本事業体は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該使用者の保有する Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第17条 (Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券の終了)

本事業体は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

第18条 (規約の変更)

本事業体は使用者の了解を得ることなく、合理的な範囲で本規約を変更することがあるものとします。本規約を変更する場合、本事業体は、所定のウェブサイトに掲示する等の方

法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 19 条（合意管轄裁判所）

使用者は、Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券に関して本事業体との間に紛争が生じた場合、那覇地方裁判所沖縄支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 20 条（準拠法）

本規定に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 21 条（お問い合わせ窓口）

Go To Eat キャンペーンおきなわ電子食事券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

Go To Eat キャンペーンおきなわ問い合わせ窓口 電話番号 098 - 993 - 9376

本規約は、令和 2 年 11 月 15 日から適用します。

別表第 1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものおよび同条第 1 項 5 号に規定する射幸心をそそるおそれの	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業

ある遊戯	・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業者間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、 土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費 等

〔改訂〕

令和３年２月３日